

資料

No. 1 - 2

給付について

① 総論

給付の在り方等に関する論点について

給付要件等を議論する前提として、以下の事項についてどのように考えるか。

給付の目的について

- 対象者が就職するために必要な能力を高めるための訓練期間中の生活を支援するための給付とすべきか。
- 対象者の最低限の生活を保障するための給付とすべきか。

給付の位置付けについて

- 個人に対する給付と位置付け、個人に着目した給付要件を設けるべきか。
- 世帯に対する給付と位置付け、世帯に着目した給付要件、世帯の構成に応じた給付額等を設けるべきか。
- それぞれの場合において、世帯における複数受給等についてどのように考えるべきか。

給付の種類について

- 生活を支援するための手当だけではなく、その他の手当(通所手当等)も支給することについてどのように考えるべきか。
- 仮にその他の手当も支給する場合、支給する手当の種類についてはどのように考えるべきか。

融資制度について

- 本制度において、給付に加え、融資の仕組みを設けることについてどのように考えるべきか。
- 仮に融資の仕組みを設ける場合、給付を補完するものと位置付ける等、給付との関係についてはどのように考えるべきか。

訓練・生活支援給付の概要

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乗せ)する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※1 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくても、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。

また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万円以下になる場合は認められる。

雇用保険制度における職業訓練の受講に関する主な手当

手当の名称	雇用保険制度における措置
①訓練延長給付	基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講する場合に、訓練を受けている期間（最長２年間）内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する。
	②待期手当 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するために待期している期間（上限 90 日間）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する。
	③終了後手当 公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者で、当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると認められるものについては、所定給付日数を超えて（30 日から支給残日数を差し引いた日数が上限）基本手当を支給する。
④受講手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日について、日額 500 円を支給する（平成 21 年改正により、平成 21 年度から平成 23 年度までの３年間の暫定措置として、日額を＋200 円増額している）。
⑤通所手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講する場合に、訓練実施機関への通所のために要する交通費の実費（上限 42,500 円）を支給する。
⑥寄宿手当	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するために、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合には、月額 10,700 円を支給する。

②給付要件

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

① 給付要件についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 世帯の主たる生計者要件を設けることについて
- 年収要件（個人年収、世帯年収）を設けること及びその水準について
- 金融資産要件を設けること及びその水準について
- 土地・建物の所有の要件を設けることについて
- 出席率の要件を設けること及びその水準について

【これまでの主な議論】

- ・ 世帯の主たる生計者要件を設けると、論理的には世帯に対する給付となるのではないか。
- ・ 恒久的な制度を創設するに当たっては、世帯の主たる生計者要件は外してもよいのではないか。
- ・ 未就職卒業者については主たる生計者要件を外して世帯年収要件のみ残しているが、主たる生計者要件のあり方については、世帯年収要件との関係で、十分に議論が必要。
- ・ 年収要件を設けた場合、収入の調整を行うことにより、労働のインセンティブを阻害するおそれがあるのではないか。
- ・ 年収要件については、世帯年収だけしばっておけばいいのではないか。
- ・ 資産の確認については、ある程度厳密に行う必要があるのではないか。
- ・ 資産要件800万円は高い数字ではないか。
- ・ 土地・建物の要件については、価値がそれほどない山林を持っている場合や、親が農業をやっていたために土地を持っている場合などもあり、検討が必要。
- ・ 出席の管理の方法について考える必要がある。
- ・ 出席率については、出産、介護、病気等で訓練の受講を一時的にストップしなければいけない者への配慮も必要ではないか。

給付要件の設定モデル

タイプ1 主たる生計者要件 + 個人年収要件 + 世帯年収要件 + 資産要件

タイプ2 主たる生計者要件 + 個人年収要件 + 世帯年収要件

タイプ3 個人年収要件 + 世帯年収要件 + 資産要件

タイプ4 個人年収要件 + 世帯年収要件

タイプ5 世帯年収要件 + 資産要件

タイプ6 世帯年収要件

タイプ7 個人年収要件 + 資産要件

タイプ8 個人年収要件

世帯の範囲について

緊急人材育成支援事業（訓練・生活支援給付）

- 訓練・生活支援給付は、申請者が世帯の主たる生計者であることを要件としている。
- 世帯の範囲は、同居別居を問わず生計を同じくする者全員である。

生活保護法

- 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされている。
- 同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。
- なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

各種給付制度における年収要件・資産要件

	雇用保険 (失業等給付)	緊急人材育成支援事業 (訓練・生活支援給付)	子ども手当	児童手当(参考)	児童扶養手当	生活保護
年収要件	なし	年収見込みが200万円以下であり、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下であること。	なし	年収(請求者本人分)が一定額を上回らないこと。 ※夫婦、子ども1人の世帯(3人世帯)の場合、被用者は所得額646万円を、非被用者は所得額574万円を上回らないこと。	年収(請求者本人)が一定額を上回らないこと。 ※手当の対象となる子以外の扶養親族等がない(2人世帯)場合、手当の全部支給は年収130万円、手当の一部支給は年収365万円を上回らないこと。	保護申請時において、月収(世帯分)が最低生活費を上回らないこと。 ※東京都区部等(1級地-1)に住む、生活扶助、住宅扶助(特別基準)を受給する33歳単身世帯の場合、月収が最低生活費の月額138,690円を上回らないこと。
資産要件	なし	世帯を構成する者全員の保有する金融資産の合計が800万円以下であること。 現在住んでいる土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと。	なし	なし	なし	資産(世帯分)の売却収入等を活用する必要あり。

所定内給与額及び標準生計費について

1. 所定内給与額・正社員以外(総務省統計局「平成21年賃金構造基本統計調査」)

(円)

所得分位	第1四分位数	中位数	第3四分位数
月額	144,900	174,600	219,500
年換算額※	1,738,800	2,095,200	2,634,000

※ 年換算額＝月額×12か月

2. 世帯人員別標準生計費(人事院「平成22年4月標準生計費」)

(円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人
月額	123,350	191,130	210,360	229,600
年換算額※	1,723,166	2,670,035	2,938,673	3,207,451

※ 年換算額＝月数×12か月÷0.859(社会保険料・税額)

各制度の資産要件の確認方法

緊急人材育成支援事業(訓練・生活支援給付)

訓練・生活支援給付の受給資格認定申請時における支給要件の確認方法

「世帯を構成する者全員の保有する金融資産の合計が800万円以下である者」

- ① 申請者に対して、申請者の属する世帯の構成者が保有する、受給資格認定申請時における残高が100万円以上のすべての預貯金の通帳又は残高証明書を提出を求め、提出された通帳等により、預貯金残高の合計が800万円以下であることを確認する。
- ② ①と併せて、「資産申告書」(様式第13号)により、保有する預貯金の額と、その他の金融資産(債券、株式及び投資信託等)の予想される時価の合計が800万円以下であることを確認する。

「現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者」

「不動産申告書」(様式第14号)により、申請者が居住している土地・建物以外に、土地・建物を所有していないことを確認する。

生活保護法

(調査の嘱託及び報告の請求)

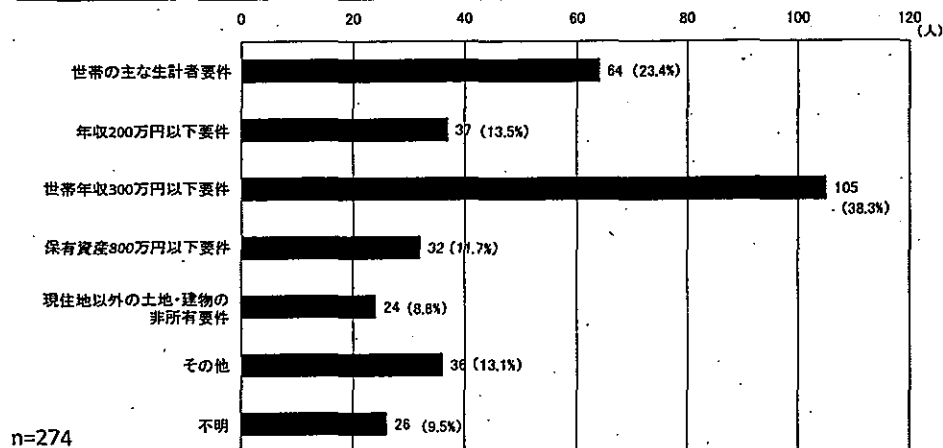
第29条 保護の実施期間及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

基金訓練受講者向けアンケート調査
基金訓練受講者の属性等について（抄）
（雇用保険非受給者）

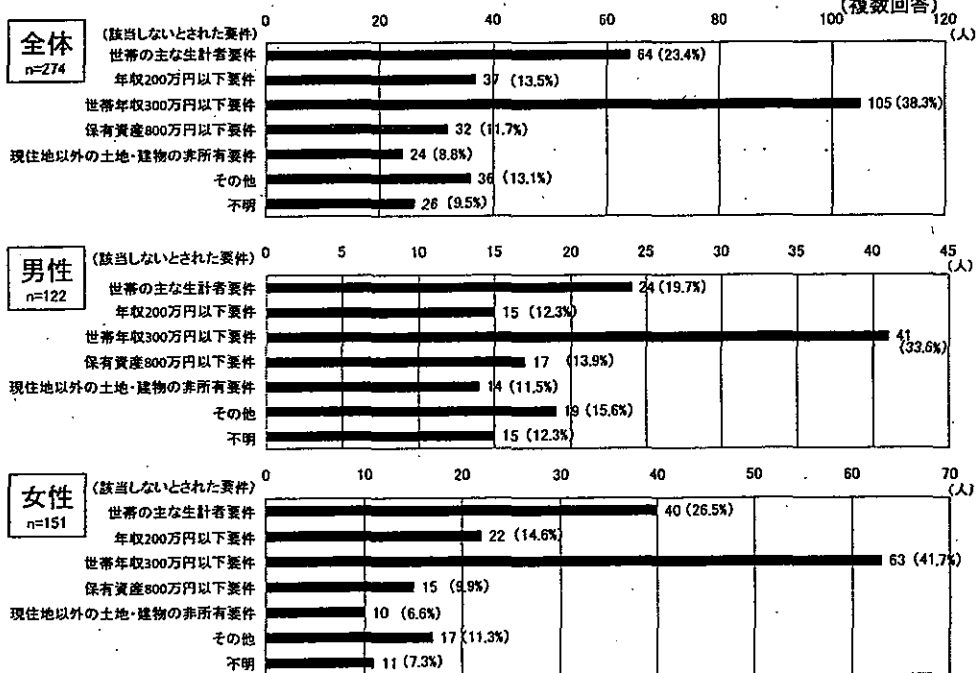
職業能力開発局調査より（平成22年4月まとめ）

（付問7）訓練・生活支援給付が受けられなかった理由は、
次のうちのどの要件に該当しなかったためですか（複数回答）

→「訓練・生活支援給付を希望したが受けられなかった」と回答した者のうち、
「世帯年収300万円以下」の要件に該当しなかったと回答した者が約4割、次いで「世帯の主な生計者」の要件に該当しなかったと回答した者は約2割に上る。



訓練・生活支援給付を希望したのに受給できなかった理由について



③ 給付額

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

② 給付額についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 給付額の水準について
- 給付額に地域差を付けることについて
- 雇用保険の基本手当の額との関係について
- 給付の種類について
- 融資制度の必要性について

【これまでの主な議論】

- ・ 給付額については、地域差を付けるか否かということや、雇用保険の失業給付の金額との関係をどのように考えるかということもポイント。
- ・ 給付額については、生計費を給付金に依存することがないように、地域差を付けてもいいのではないか。
- ・ 現行制度を見直すに当たってどこに立脚点を置くか考えたうえで、地域差を設けるかどうか、生計費概念を入れるかどうかについて、検討する必要がある。
- ・ 給付額については、地域差のある最低賃金を根拠とするか否かを含め、議論を深める必要がある。
- ・ 地域差を付けるか否かを検討するに当たっては、制度の運用コストも考慮する必要がある。
- ・ 給付額の水準は、世帯に対する給付とするか、世帯年収要件をかけるかということとも関係する問題である。
- ・ 基本手当日額の最低額で1か月間雇用保険を受給するよりも10万円を受給した方が魅力的であるということがある。雇用保険の基本給付の額が低い者については、差額を求職者支援制度における給付で補填するなど雇用保険の給付額が低い者との関係を整理する必要がある。
- ・ 給付については、生活給付だけでなく、訓練実施機関への交通費を支給する通所手当や訓練が始まるまでの間に手当を支給する待期手当など、給付の種類についても考える必要があるのではないか。
- ・ 求職者支援制度は拠出制の雇用保険制度とは異なるので、雇用保険と同様の待期手当までつける必要はないのではないか。
- ・ 融資制度を組み込むことについても議論を行う必要がある。

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

最低賃金でフルタイム(1日8時間)働いていた雇用保険受給者が公共職業訓練を受講した際に受ける1ヶ月分の給付額

- 最低賃金で週5日、1日8時間働いた者の賃金日額は4171円
※ $730\text{円}(\text{最低賃金の加重平均}) \times 8\text{時間} \times 5\text{日}(\text{労働日数}) \div 7\text{日}(1\text{週間}) = 4171\text{円}$
- 上記の者が失業した場合の基本手当日額は3337円
※ $\text{賃金日額}(4171\text{円}) \times \text{給付率}(\text{約}0.8) = 3337\text{円}$
- 上記の者が公共職業訓練を受講した際に受ける給付総額は111110円
※ $\text{基本手当日額}(3337\text{円}) \times 1\text{ヶ月分}(30\text{日}) + \text{受講手当}(500\text{円}) \times \text{訓練日数}(22\text{日}) = 111110\text{円}$
※ この他、通所手当等が支給される。
- ※ 最低賃金642円の場合(沖縄等) 総給付額は 99050円
最低賃金821円の場合(東京) 総給付額は123590円

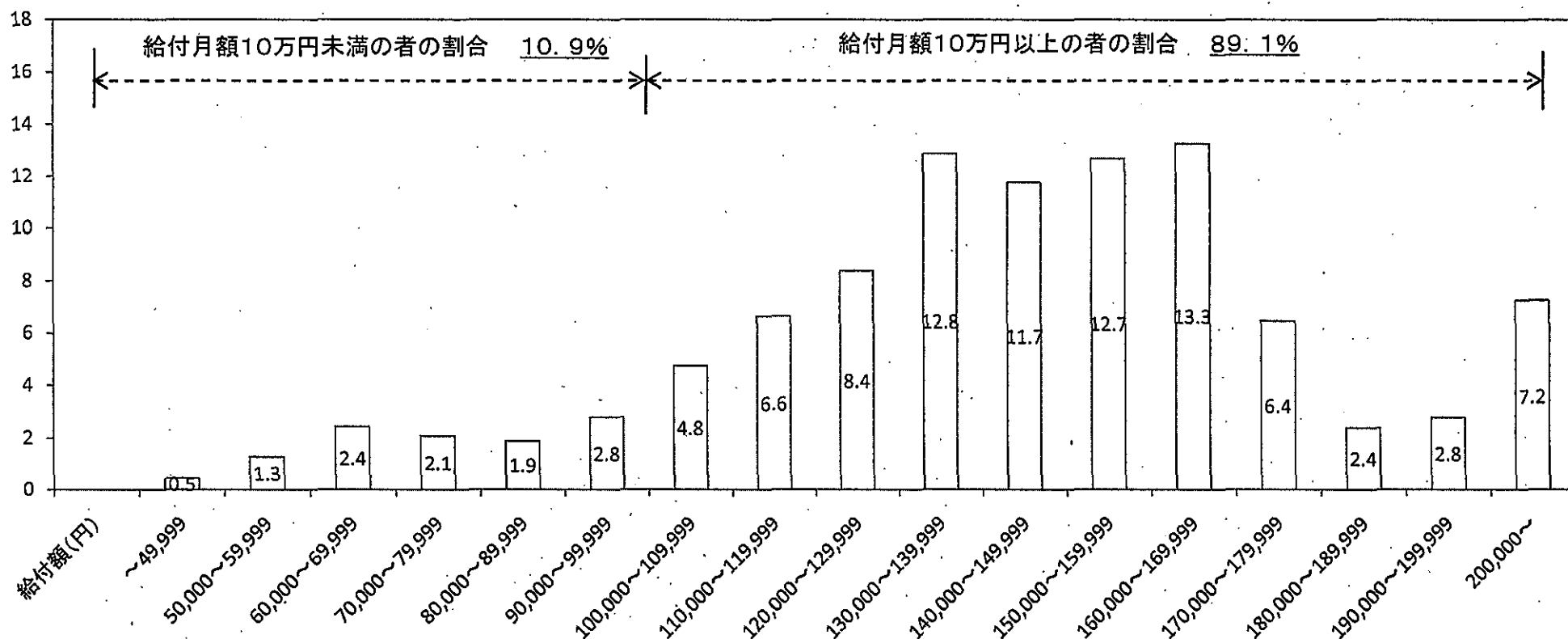
(参考)

- 最低賃金で週30時間(1日6時間:訓練の標準時間)働いていた雇用保険受給者の場合の給付総額は86090円
※ $\text{基本手当日額}(2503\text{円}) \times 1\text{ヶ月分}(30\text{日}) + \text{受講手当}(500\text{円}) \times \text{訓練日数}(22\text{日}) = 86090\text{円}$
※ 最低賃金642円の場合(沖縄等) 総給付額は 77030円
最低賃金821円の場合(東京) 総給付額は 95450円
- 最低賃金で週20時間働いていた雇用保険受給者の場合の給付総額は61070円
※ $\text{基本手当日額}(1669\text{円}) \times 1\text{ヶ月分}(30\text{日}) + \text{受講手当}(500\text{円}) \times \text{訓練日数}(22\text{日}) = 61070\text{円}$
※ 最低賃金642円の場合(沖縄等) 総給付額は 59000円
最低賃金821円の場合(東京) 総給付額は 67310円

雇用保険受給者の1ヶ月当たりの給付額

雇用保険(基本手当)受給者の1ヶ月当たりの給付額を階級別にみると、月額10万円以上受けている者の割合が約9割を占めている。

(%)



(注1) 1ヶ月当たりの給付額は、基本手当の給付日額×30日。
 (注2) 平成21年度実績の集計をもとに本グラフを作成している。

④給付期間

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

③ 給付期間についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 就職を促進するとの観点から、給付期間に限定を付すること及びその仕組みについて

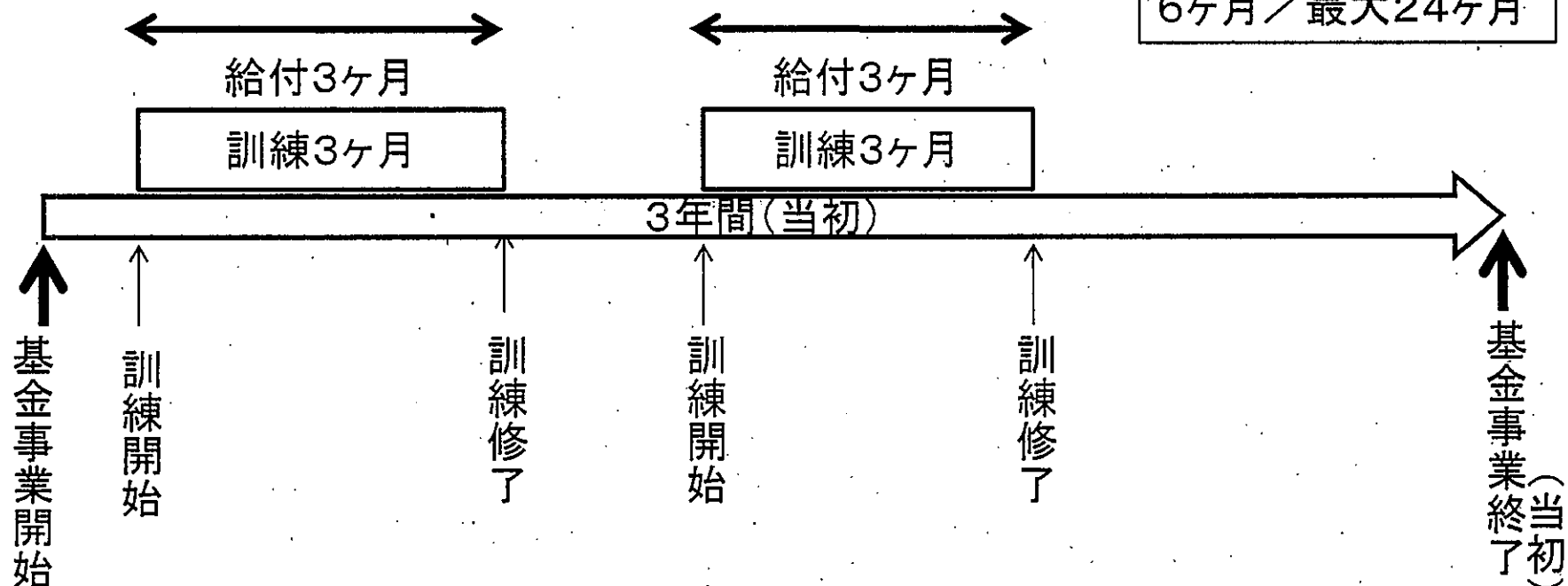
【これまでの主な議論】

- ・ 給付を就職までの一時的なものと位置付けるか否かも一つのポイントである。
- ・ 訓練期間中に給付を行う仕組みであるため、訓練にどのくらいの期間が必要かということも考える必要がある。
- ・ 給付期間については、早期の就職を目的とする制度である以上、いたずらに長くすることは適当でないので、原則１年分までとしつつ、１年を超える訓練を受講する場合は例外とすることも含めて、検討していくべきである。

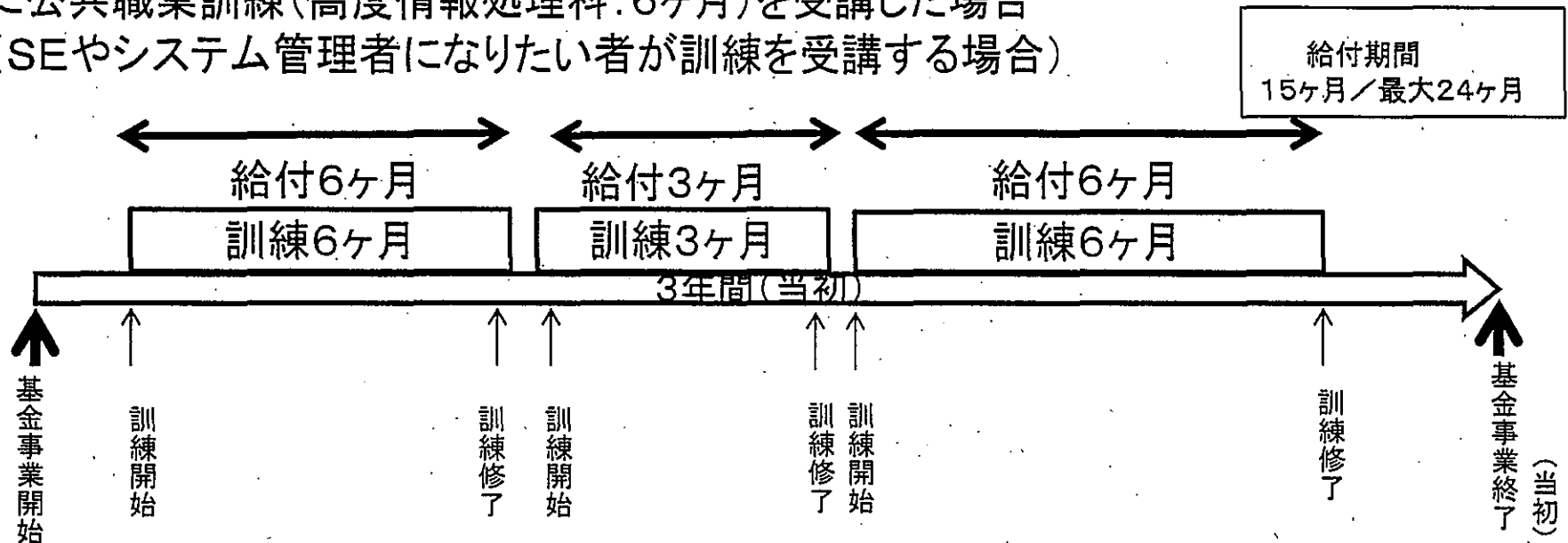
訓練・生活支援給付における給付期間のイメージ

制度創設当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練・生活支援給付は、訓練を受講している期間のうち、最大2年分まで給付を支給することとされている。(2年としているのは訓練・生活支援給付が支給される訓練のうち、1つの訓練期間の最大が2年であることから設定。)

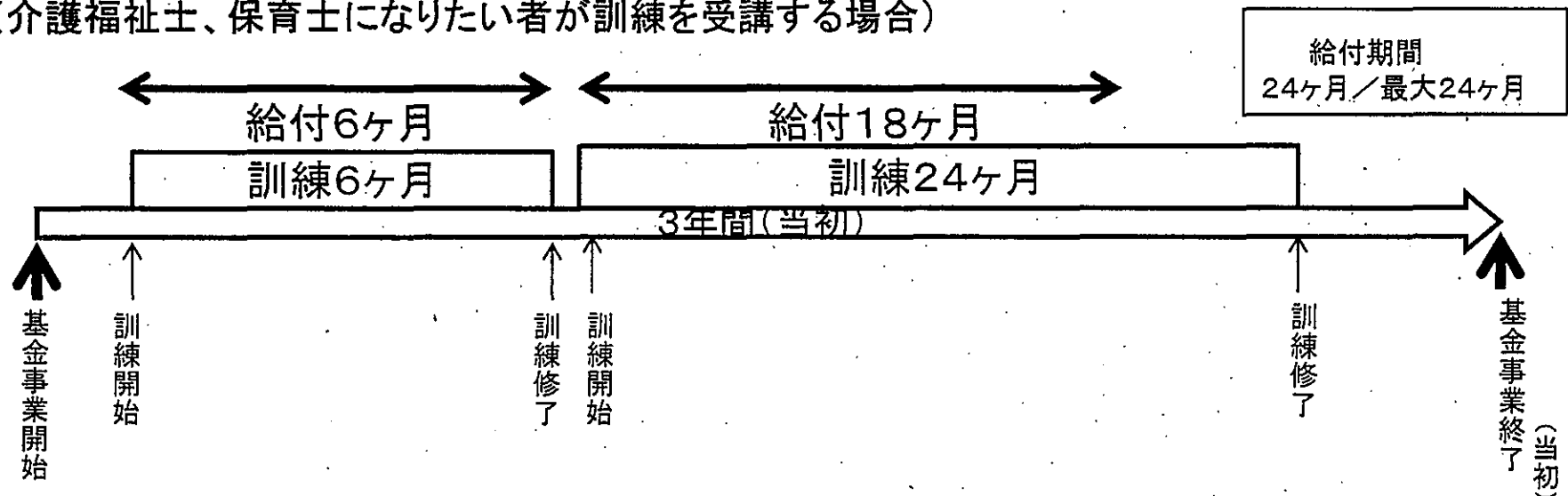
(例1) 職業横断的スキル習得コース(3ヶ月)を受けた後に実践演習コース(IT応用:3ヵ月)を受講した者
(事務関係の職業に就きたい者が訓練を受講する場合)



(例2) 基礎演習コース(6ヶ月)を受けた後に実践演習コース(IT3ヵ月)を受講し、更に公共職業訓練(高度情報処理科:6ヶ月)を受講した場合
(SEやシステム管理者になりたい者が訓練を受講する場合)



(例3) 基礎演習コース(6ヶ月)を受けた後に公共職業訓練(24ヵ月)を受講した者
(介護福祉士、保育士になりたい者が訓練を受講する場合)



⑤適正な給付のための措置

求職者支援制度の創設に係る論点の整理（抜粋）

3 給付について

④ 適正な給付のための措置についてどのように考えるか。

【検討事項】

- 繰返し受給を防止する観点から、給付を受けた者がその後一定期間は受給できない仕組みを導入することについて
- 不正受給を防止する方策について

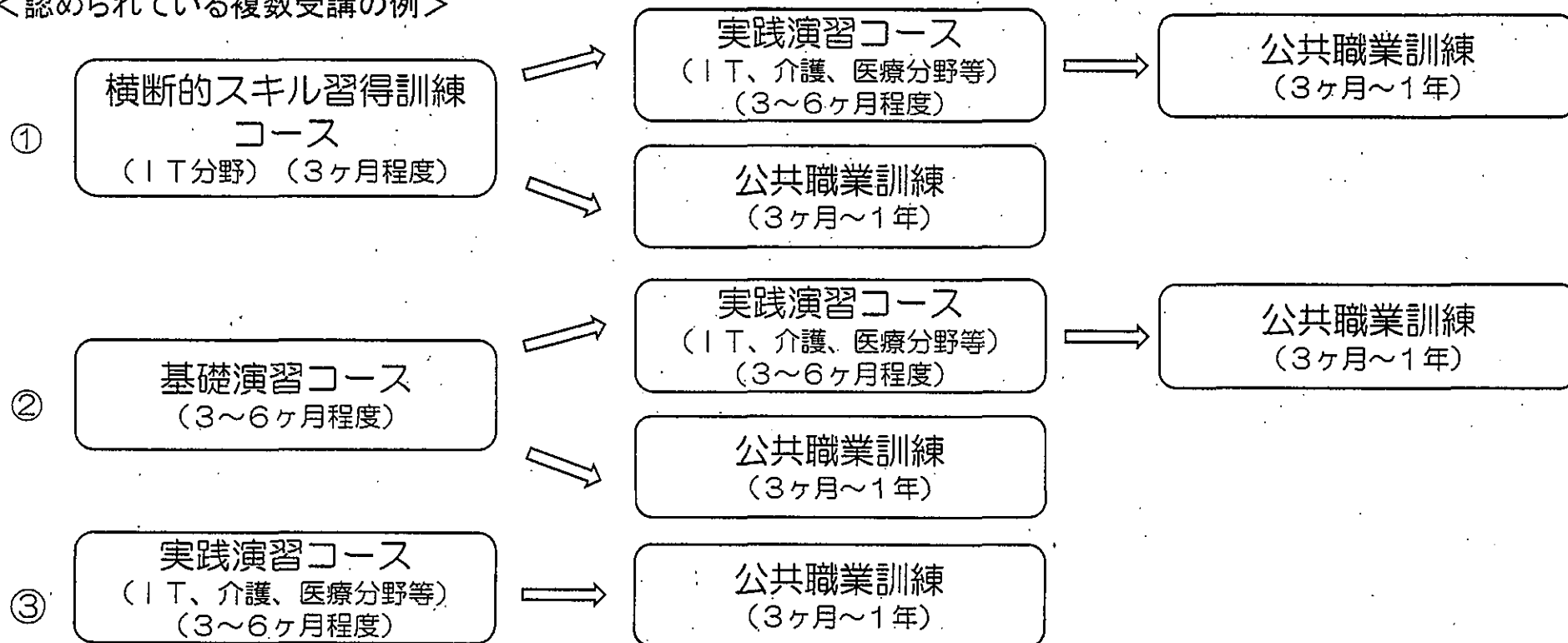
【これまでの主な議論】

- ・ 恒久化にあたっては、給付期間のインターバルをどのように置くのか考える必要がある。
- ・ 給付期間のインターバルは是非とも必要である。その上で、正当な事由がなくても求職活動を行わない求職者に対するペナルティとして、当該期間を延長するなどの措置を検討してもよいのではないか。
- ・ 給付のインターバルと訓練のインターバルを区別した上で、整理が必要ではないか。
- ・ 不正受給を行った場合における給付金の返還などの仕組みが必要。

緊急人材育成支援事業における利用制限について

- 基金訓練については、よりレベルの高い訓練を受講する場合に限り、連続して複数の訓練を受講することが認められており、同じレベルで別の内容の訓練を受講すること(介護の訓練を受講修了後、農業の訓練を受けるような場合)等は認められていない。
- 訓練・生活支援給付については、訓練を受講している2年間分を限度として支給することとされている。

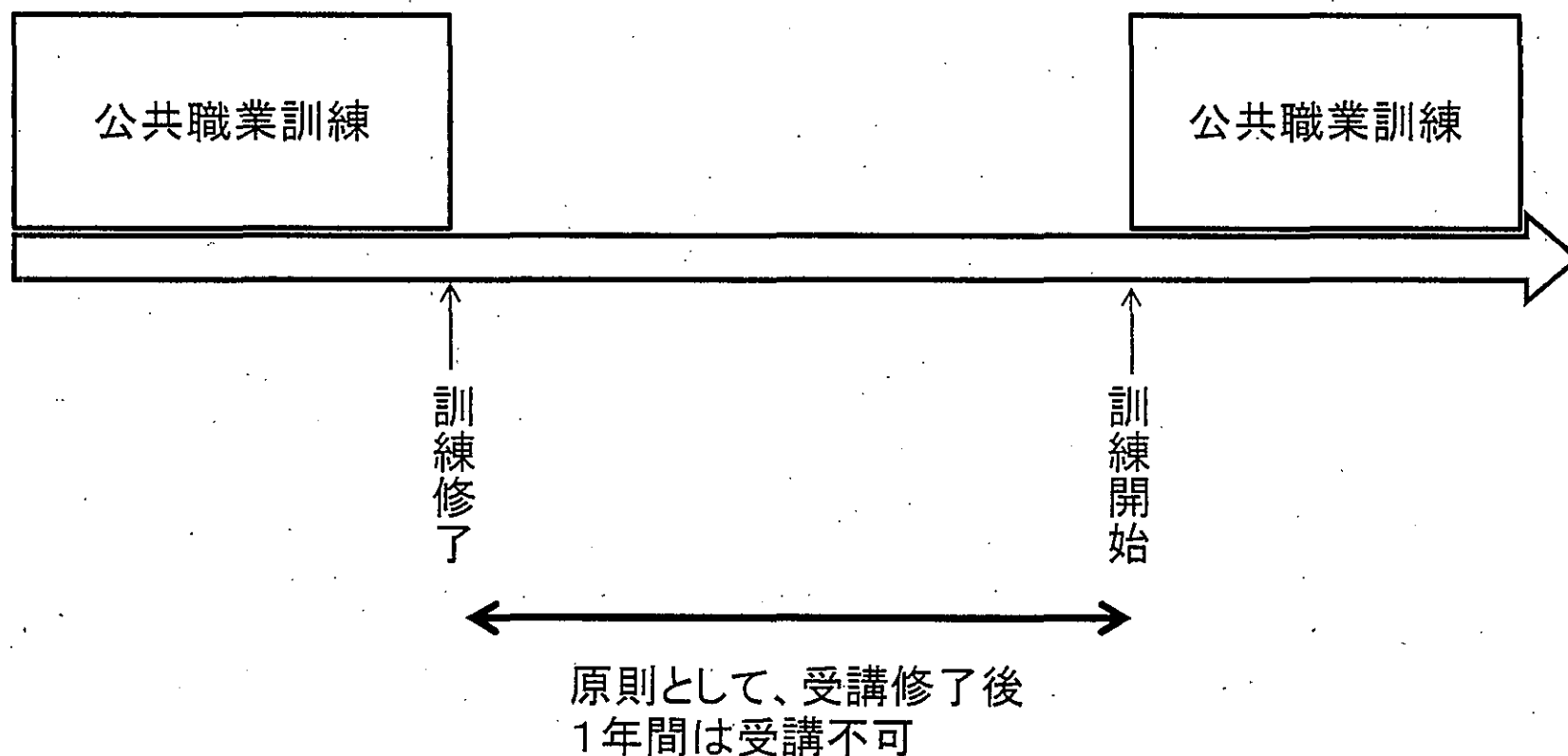
<認められている複数受講の例>



公共職業訓練における受講制限について

- 公共職業訓練については、原則として、受講修了後1年間は受講のあつせんを受けることができない。(受講修了後1年以上は受講できない。)

<公共職業訓練の受講制限について>



不正行為に対する対応

雇用保険(失業等給付)

- 政府は、偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者に対して、当該不正により支給を受けたものの全部又は一部の返還を命じることができる。
- 一定の場合(※)には、受給額の3倍に相当する額の金額の返還・納付を命じることができる。

【例】※ 不正の行為を事業主又は職業紹介事業者等と共謀して行った場合

※ 不正の行為を繰り返し行った場合

※ 架空事業所の設置、偽装雇用など、離職証明書、離職票若しくは各種証明書等文書を偽造、変造し、不正の行為を行った場合であって、不正の手段が特に悪質、巧妙なものとして安定所長が認めた場合

緊急人材育成支援事業(訓練・生活支援給付)

- 偽りその他不正の行為を行った受給者に対しては、中央職業能力開発協会の長は訓練・生活支援給付の不支給又は支給を取り消し、支給した給付金の全部又は一部を返還させる。

子ども手当(児童手当も同様)

- 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
- 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

児童扶養手当

- 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
- 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

生活保護

- 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。
- 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。